

第四十六回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十九号

昭和三十九年三月十三日(金曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 井村 重雄君 理事 小沢 辰男君

理事 龜山 孝一君 理事 澁谷 直藏君

理事 田中 正巳君 理事 河野 正君

理事 小林 進君

伊東 正義君 浦野 幸男君

熊谷 義雄君 小宮山重四郎君

坂村 吉正君 竹内 黎一君

中野 四郎君 西岡 武夫君

西村 英一君 橋本龍太郎君

松山千恵子君 栗山 秀君

亘 四郎君 長谷川 保君

八木 一男君 八木 昇君

本島百合子君 吉川 兼光君

谷口善太郎君

出席國務大臣

厚生 大臣 小林 武治君

出席府委員長

大蔵政務次官 額 綱三君

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生技官 尾崎 嘉壽君

(医務局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 (主税局税制第一課長) 山下 元利君

専門員 安中 忠雄君

三月十二日

委員山田睦目君辞任につき、その補欠として岡本隆一君が議長の名目で委員に選任された。

同日

委員岡本隆一君辞任につき、その補欠として山田睦目君が議長の名目で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

○田口委員長 これより会議を開きます。

医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。質疑の申し出がありますので、これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 医療金融公庫に關しまする質疑がだんだんと終結いたしましたのでございますが、もう国民皆保険制度のもとで医療施設を充実する、そういう意味において医療金融公庫の原資が、このたびの改正案によって拡大されてまいりましたことは、私どもも敬意を表するものであります。しかしながら、今日までの論議の中でも明らかになっておりますように、それなほいまの医療金融公庫の内容が、国民皆保険のもとにおきます医療機関の育成という点において十分であるかどうか、また運用の面において十分医療機関の意思を満足しておるかどうかという点になりますと、私はかなり大きな疑問があるかと考えております。したがって今後、今日ま

での論議の中で指摘されましたものもろの意見というものが十二分に尊重され、また実行に移されて初めて医療金融公庫法というものの使命が達成される、こういう理解をいたすわけでございます。そこできょうは時間もございませぬし、最終段階でございまして、結論的な点だけについて若干御指摘を申し上げて、大臣その他の御見解を承っておきたい、かように考えます。

その第一は、このたびの法改正に基づきまして、原資が百三十五億ということでございますけれども、医療機関の資金需要額というものは三百億を超過するのである、こういう実情でございます。そこで、医療金融公庫におきまして原資のワケというものが、きわめて非科学的な額であります。これは、これまでの委員会の中でも論議されてまいりました点でございます。そこで、私はここにもう一つ憂慮いたしますのは、実は今度の法改正に基づきまして、今後は予算の範囲内ということ、この医療金融公庫の運営というものが厚生省にゆだねられるという面が非常に強まっております。このことは手続上は非常に簡素化されたわけでございまして、逆に言いますと、いままでの医療金融公庫の原資ワケというものが、必ずしも適当なワケではない。こういうふうな私どももかなり強い批判を持っているわけでございまして、ところが今度の法改正によりまして、さらに予算のワケ内だということで、今後はその面につ

いてはストレートではこの国会の審議を受けるという事情にならぬわけでございまして、この点に關しましてはかなり重大な責任というものが、厚生大臣にかかっておるといふふうに私は考へるわけでございまして。そこでまず第一には、この原資ワケについては、将来厚生大臣が非常に大きな責任を負われることであるけれども、しかしその実態においては非常に問題があるということ、これに對しましては十二分にこの委員会の審議というものを尊重して、そして原資ワケの拡大のために努力される、こういう必要があるかと考えます。そういう点に對しまする大臣の率直な御見解を承っておきたいと思ひます。

○小林國務大臣 ただいまのお話でありまして、多少の懸念をされるのは当然と思ひますが、私どもも、来年度も私どもの見たところ、希望の七〇%程度しか満たさない、こういう状態でありまして、原資が不足であるということとは明らかな事実でありますので、今後厚生省といたしましては十分の努力を、大蔵省の了解を得ましてこの資金を増加するという点に格段の努力をいたしたい、この点につきましては国会でも十分注意をさせていただいておる点でありまして、私どもも御懸念の点の心配のないように努めたい、かように考えます。

○河野(正)委員 それからさらに運営上の問題でございまして、一般の民間におきます医療機関というものは、公的医療機関のように必ずしも年次計画というふうなことで、いまの施設を改善するというような事情ではございませぬ。しかしながら技術革新のもので、今日医療技術というものが非常に急速な勢いで進歩します。それらに對しては医療機関の改善整備をやるということ、国民皆保険のもとにおきまする国の医療制度にも協力する道でございまして。そういうことで一般の私的医療機関がその設備内容等を改善するということは、きわめて緊急を要する問題であるかと私は考へております。ところが実際に融資を受けるという点でございまして、実はこれはもう率直に申し上げて、厚生省にもここではっきり誤りを訂正してもらわなければならぬのでございまして、たとえ医療金融公庫で貸し付けの決定が行なわれなくても、実際に融資が行なわれる時期までには、約十ヵ月近い時日というものが必要になってくるわけですから。そういったしますと、実際に医療施設の改善をやってみようということになりますと、一年以上の時間がなければ、実際には改善に手を染めることができない。そこで厚生省では、いやその間つなぎ資金として民間の金融機関を利用して、こういう御説

明があるかも知れませぬけれども、それは全く当を得ない御見解である、と申しますのは医療金融公庫法の第一条に明らかなように、民間の金融機関のベースに乗らないものを対象として

は、公的医療機関のように必ずしも年次計画というふうなことで、いまの施設を改善するというような事情ではございませぬ。しかしながら技術革新のもので、今日医療技術というものが非常に急速な勢いで進歩します。それらに對しては医療機関の改善整備をやるということ、国民皆保険のもとにおきまする国の医療制度にも協力する道でございまして。そういうことで一般の私的医療機関がその設備内容等を改善するということは、きわめて緊急を要する問題であるかと私は考へております。ところが実際に融資を受けるという点でございまして、実はこれはもう率直に申し上げて、厚生省にもここではっきり誤りを訂正してもらわなければならぬのでございまして、たとえ医療金融公庫で貸し付けの決定が行なわれなくても、実際に融資が行なわれる時期までには、約十ヵ月近い時日というものが必要になってくるわけですから。そういったしますと、実際に医療施設の改善をやってみようということになりますと、一年以上の時間がなければ、実際には改善に手を染めることができない。そこで厚生省では、いやその間つなぎ資金として民間の金融機関を利用して、こういう御説

融資措置を行なう、こういうことでございませうから、そのまますばりということになりますと、民間の金融ベースに乗らないものを医療金融公庫へ乗せるわけですね、そこで時間ばかりかるとしても、その間はつなぎ融資でというふうな考え方というものが当を得ていないというところは当然のことでございますので、したがって医療金融公庫で決定するまでの間におきまする事務手続の簡素化と同時に、決定したならばすみやかに融資できるように、そういう時間的な問題を解決されるということも運営上きわめて適切な方法ではなからうか。この点については金融公庫そのものが悪いのかどうか、厚生省の不勉強かどうかわかりませんが、けれども、いずれにいたしましても実情から非常にかけ離れた答弁が実は先般の委員会でも行なわれておる。こういう理解では困るのです。実態というものをも十分把握をし、その上に立つて今後の改善等を行なっていくなければ、医療金融公庫の進歩というものはあり得ないと思ひます。そういう意味で、この運用、運営、こういう点において非常に欠ける面があるわけでございますし、また厚生省の理解の十分でない点もございませう。そういう点についてはここでひとつはつきり御訂正なさるならなさる、そしてまた将来に對します所信等についてもはつきりひとつお答えを願つておきたいと思ひます。

○小林國務大臣 お話のように迅速を欠く心配が従来ともあったのであります、厚生省といたしましてはやはり、もすれば医療公庫に多少遠慮しておった部分があったかと思ふのであります。これらは私も随時調査をいたした

て、そういう非常なおくれを出すことのないように注意をいたしまして、このことはお答え申し上げるとともに、私はもうしるへそういうことを指示をいたしておく、こういうふうにお考え願ひたいと思ひます。

○河野(正)委員 申し合わせによりまして時間の制約等もございませうから、結論に入りたいと思ひます。

いま第一に私が指摘いたしましたように、医療金融公庫法の使命というものがあつたわけでございませうから、そういう使命に立つて今後厚生省が、鋭意大蔵省とも折衝して、今後医療機関の整備改善のためにさらに格段の御協力を願ひなければならぬ。それがさつき指摘いたしました第一点でございませう。

第二は、運用上いろいろな問題点がございませうから、そういう問題点についてはすみやかにひとつ、いま大臣からもお答えがあつたように改善のための努力をはらうていただく。

それからいま一点問題となつてまいりましたことは、これは金利の問題でございますけれども、年金福祉事業団も医療金融公庫と同じように医療施設に對します融資を行なつてきております。ところがそういうような医療機関に對します融資制度というものがちがはくでは困るのであつて、これは責任政治でございませう、医療機関の育成あるいはまた助成という意味において、それぞれ異なることは適当なもので、そういう運用がされることは適当なものでないと思ひます。そこで、先般来年金福祉事業団の医療施設に對します融資の場合の金利と、医療金融公庫

におきまする融資の金利、もちろん医療金融公庫の場合は甲地区、乙地区とすることがございませうが、主として乙の場合をさすわけでございませうけれども、いづれにいたしましても、そういうふうな同じ医療機関を対象にして融資を行なうという制度でありながら金利が均衡を欠いておる。このことは責任政治のもとで行なわれまする行政のあり方として適当でないことは当然のことでございます。そこで医療施設の改善整備等に對します融資制度については同一の金利、そして一そう医療機関の内容充実に對して貢献できるように、こういう方針でやつてもらひなければならぬことは当然のことだと考えております。これらの点については、今後の問題等もございませうし、所管は厚生省でございませうが、実際には大蔵省も関連をいたしますので、厚生、大蔵當局からそれぞれ具体的になお答えを願つておきたいと思ひます。

○小林國務大臣 ただいまのことは事務當局からお答えいたします。

○續編政府委員 ただいまの河野先生の御質問は、前回の社務委員会において私が答弁いたしましたことに御不満がございまして、その後厚生省と十分検討いたしました。その点につきましては、ただいまから御答弁を申し上げます。

医療金融公庫の乙種増設資金の貸し付け利率八分につきましては、昭和四十年年度におきましては年金福祉事業団の貸し付け対象のうち、日赤、済生会等の開設する病院に對する貸し付け利率と統一をはかるよう検討をいたしたいと思ひます。

第二番目といたしまして、貸し付け限度が個人、法人について差別のある点につきましては、単に個人、法人という開設主体による差別は多少の問題があるものと存じますので、今後は病床数の多寡によることとして考慮したいと思つております。

第三の償還期限及び据え置き期間等の点につきましては、問題の性質上なかなか容易ではありませんが、昭和四十年年度を目途といたしまして、できるだけ同一にするように努力をいたしたいと存じます。

なお、先ほどの御質問の際におきましても、医療公庫は、御承知のように民間ベースに合わないために特に開設されたその趣旨に基づきまして、大蔵省としても毎年出資金をふやしておりますが、もとよりほかの公庫その他との関係もございませう、また政府資金にも限度がございませうので、その点等を考慮しつつ御期待に沿うように将来増額にも努力をいたしたいと思ひます。

○河野(正)委員 いま厚生大臣さらには大蔵政務次官から御答弁のありました点でございませうけれども、その点四十年年度を目標として努力するというお答えだったと思うのです。その努力ということは、四十年から実施されるというふうな私どもも理解してけっこうでございませうか。

○小林國務大臣 よろしゅうございませう。

○河野(正)委員 以上時間をかけてまいりましたけれども、今日までの議論の点を集約して、大体三点にしばつてお答えを願ひました。その間両省の格段の御善処等もありますので、さらに

問題点も残つておるわけですから、そういう問題点については今後ともひとつ御善処をお願いするということで、医療金融公庫法に關します質疑を終わりたい、かように存じます。

○田口委員長 これにて本案に對する質疑は終局いたしました。

○田口委員長 ただいま委員長の手元に、竹内黎一君、河野正君及び本島百合子君より、医療金融公庫法の一部を改正する法律案に對する修正案が提出されております。

医療金融公庫法の一部を改正する法律案に對する修正案
医療金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第九條に一項を加える改正規定中「總裁を通じて」を削る。

○田口委員長 修正案の趣旨の説明を聴取いたします。竹内黎一君。

○竹内委員 自民党、社会党及び民社党三派共同提案にかかる医療金融公庫法の一部を改正する法律案に對する修正案を提出いたします。

修正案はお手元に配付してあるとおりであります、その内容は、第九條に一項を加える改正規定中「總裁を通じて」を削ることでありませう。何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○田口委員長 修正案について、御発言はありませんか。

○田口委員長 御発言がなければ、次に医療金融公庫法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

これより内閣提出の医療金融公庫法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決に入ります。

まず、竹内黎一君、河野正君及び本島百合子君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田口委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田口委員長 起立多数。よって、医療金融公庫法の一部を改正する法律案は竹内黎一君外二名提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

○田口委員長 この際、栗山秀君、八木昇君及び本島百合子君より医療金融公庫法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。栗山秀君。

明を求めます。栗山秀君。

○栗山委員 私は、自民、社会、民社三派共同提案にかかる医療金融公庫法の一部改正法案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

医療金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

年金福祉事業団は、日赤、済生会等公的医療機関の増改築資金等をその融資対象としているが、その貸付利率等貸付条件は、医療金融公庫のそれとのおお相当の相違が認められる。従って最も近い将来において、両者の貸付利率その他貸付条件を統一すべきである。

本決議案の内容は、本委員会の質疑応答において明らかでありますので、説明は省略いたします。

何とぞ全員の御賛成をお願いいたします。

（拍手）

○田口委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○田口委員長 起立総員。よって、本案については、栗山秀君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、小林厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。小林厚生大臣。

○小林国務大臣 ただいまの御決議の趣旨を尊重して善処したいと存じます。

○田口委員長 ただいま議決になりました本案に関する委員会報告書の作成

につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田口委員長 本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五分散会

昭和三十九年三月十七日印刷

昭和三十九年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局